西東京市個人情報保護審議会答申一覧

No	答申年月日	答申名	根拠条文	課	内容	附帯意見	運用状況	終了年月日	検討結果	備考
1	H14.2.15	個人情報に係る通信回線による 結合について(答申)	第12条	情報推進課	公共施設予約管理システムの導入(実施)に伴い、財団法人西東京市文化・ スポーツ振興財団ネットワークと西東 京市ネットワークを専用の通信回線に より結合(接続)すること。	1 慎重に対応すること。 2 十分に市民の利便性の向上 を考慮すること。	事業継続中		【措置不要】 オンライン結合することは、新保護法上 問題ないことを個人情報保護委員会から 示されている。	
2	H14.12.26	西東京市個人情報保護条例の一 部改正について(答申)	第25条	総務課	第12条及び第32条の改正	第12条第3項として通信回線の 遮断の規定を追加しようとして いるが、この遮断を行ったとき は、審議会へ報告することを義 務付ける規定を加えること。	事業継続中		【措置不要】 西東京市個人情報保護条例は、R5.4.1で 廃止	
3	H15.9.25	総合行政ネットワークへの参加 について(答申)	第12条	11.0-125 #211	総合行政ネットワークへ参加することにより、市の電子計算組織と国、他の地方公共団体等の電子計算組織とを通信回線により結合を行うこと。	今後の具体的運用及び安全対策 についての内容を審議会へ報告 すること。	事業継続中		【措置不要】 オンライン結合することは、新保護法上 問題ないことを個人情報保護委員会から 示されている。	

No	. 答申年月日	l 答申名	根拠条文	課	内容	附帯意見	運用状況	終了年月日	検討結果	備考
4	H16.11.25	西東京市個人情報保護条例の一 部改正について(答申)	第25条	総務誄	第2条第2号、第3条、第13条第2項 第5号、第13条の2、第20条の2、第 21条の2、第26条第1項及び第3項並 びに第35条の改正		尹未സ沉		【措置不要】 R5.4.1から新制度に移行し、新条例を制 定するため問題なし	
5	H17.3.9	市長が設置する施設管理用の防犯カメラで撮影された映像(個人情報)について(答申)	第6条 第8条 第10条	文化振興課 危機管理課	市長が設置する防犯カメラについて、 個人情報の保管等の例外、本人からの 直接収集の例外、目的外利用及び本人 通知の例外を認める。	1 今後、新たに市長が設置する防犯カメラの取扱いの意見を聴いのからかじめ審議会の要件については、審議会への報告事項とすること。 2 外部提供の実績を審議会に報告すること。 3 取扱い基準を明確にすること。	事業継続中		【措置不要】 新保護法第61条では「個人情報を保有するに当たっては、法令(略)の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。」とされているところ、地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」として整理し、同法の規定を根拠として防犯カメラを設置することは問題ないことを個人情報保護委員会に確認	
6	H17.3.9	西東京市教育委員会が設置する 施設管理用の防犯カメラで撮影 された映像(個人情報)につい て(答申)	佐 0 夕	文化振興課	西東京市教育委員会が行う総合体育館及びスポーツセンターに設置する施設管理用カメラで撮影された映像(個人情報)について、本人からの直接収集の例外及び本人通知の例外を認める。		事業継続中		【措置不要】 新保護法第61条では「個人情報を保有するに当たっては、法令(略)の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。」とされているところ、地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」として整理し、同法の規定を根拠として防犯カメラを設置することは問題ないことを個人情報保護委員会に確認	

Ν	o. 🛊	答申年月日	答申名	根拠条文	課	内容	附帯意見	運用状況	終了年月日	検討結果	備考
	7	H22.2.23	個人情報の収集及び目的外利用 についての答申	第8条 第10条	納税課		1 地方税法第22条 守秘義務違反のないように。 2 収集・利用目的の範囲を超えて濫用しないこと。 3 市に債権回収対策担当民間のででである。 4 債権回収対策担当不公司を徹底すること。 4 債権の選定結果にといるがないようにすること。 5 流出や漏えいがないように。	事業継続中		【措置不要】 新保護法における目的外利用には該当し ないため、問題なし。	
	3	H27.5.11	個人情報の収集及び目的外利用 についての答申	第8条 第10条	都市計画課	都市計画法の規定による地区計画や用途地域などの都市計画の決定手続のために必要な個人情報について、本人からの直接収集の例外、目的外利用及び本人通知の例外を認める。	1 不要となった個人情報は速やかに廃棄すること。 2 担当職員のセキュリティに関する意識が低下し、不注意等によるミスが生じないように。			【措置不要】 「都市計画法第16条」及び「西東京市地 区計画等の案の作成手続に関する条例第 3条」を根拠とした事務のため、問題な し	
	9		個人情報の収集及び目的外利用 について	第8条 第10条	保険年金課	国保データベースシステムの導入に伴う国民健康保険被保険者、後期高齢者 医療被保険者及び介護保険被保険者に 係る必要な個人情報について、本人か らの直接収集の例外、目的外利用及び 本人通知の例外を認める。		事業継続中		【措置不要】 「国民健康保険法」、「高齢者の医療の 確保に関する法律」及び「介護保険法」 を根拠とした事務のため、問題なし	
1	0	H27.8.18	番号法施行に伴う条例整備につ いての答申	第25条	総務課	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う、特定個人情報保護条例の新規制定及び個人情報保護条例の一部改正		事業継続中		【措置不要】 R5.4.1から新制度に移行し、新条例を制 定するため問題なし	

No	答申年月日	答申名	根拠条文	課	内容	附帯意見	運用状況	終了年月日	検討結果	備考
11	H27.11.13	西東京市立小学校通学路防犯カ メラの設置についての答申	第25条	学務課	H17.3.9付けの答申に加え、通学路への 防犯カメラの設置についても、本人か らの直接収集の例外を認める。	防犯カメラの保守・点検時にお ける委託先業者の管理を徹底す ること。	事業継続中		【措置不要】 新保護法第61条では「個人情報を保有するに当たっては、法令(略)の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。」とされているところ、地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」として整理し、同法の規定を根拠として防犯カメラを設置することは問題ないことを個人情報保護委員会に確認	
12	H27.11.13	番号法施行に伴う条例整備についての答申	第25条	情報推進課	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い必要となる個人番号の利用 及び特定個人情報の提供に関する条例 の制定		事業継続中		【措置不要】 番号法を根拠とした事務・条例制定のた め、問題なし	
13	H28.2.18	個人情報保護条例及び特定個人 情報保護条例の改正についての 答申	第25条	総務課	平成26年に全面改正された行政不服審 査法の施行に伴う、西東京市個人情報 保護条例及び西東京市特定個人情報保 護条例の改正		事業継続中		【措置不要】 R5.4.1から新制度に移行し、新条例を制 定するため問題なし	
14	H28.7.28	電子計算組織の結合による証明 書等のコンビニエンスストアで の交付についての答申		市民課	コンビニエンスストアにおける証明書 等の自動交付業務を実施するに当た り、市の電子計算組織と市以外の電子 計算組織との通信回線による結合を行 うこと。	コンビニ交付に関する職員の理 解度の向上を図ること。	事業継続中		【措置不要】 市の電子計算組織と市以外の電子計算組 織をオンライン結合することは、新保護 法上、問題なし	

No	答申年月日	答申名	根拠条文	課	内容	附帯意見	運用状況	終了年月日	検討結果	備考
15	H29.8.4	行政機関の保有する個人情報の 保護に関する法律の改正に伴う 個人情報保護条例等の改正につ いての答申	第25条	総務課	行政機関の保有する個人情報の保護に 関する法律の改正に伴う、西東京市個 人情報保護条例及び西東京市特定個人 情報条例の改正	1 ビッグデータの利活用は、今回の法改正においら、今回の法改正においら、一年ののあることからしてのあることを発展のである。としての姿勢を明確にすべきである。 2 非識別加工情報の提供の仕組みを市民へ周知すること。	事業継続中		【措置不要】 R5.4.1から新制度に移行し、新条例を制 定するため問題なし	
16	H29.8.4	東京都被災者生活再建支援シス テムの導入についての答申	第8条 第10条	危機管理課	東京都被災者生活再建支援システムを 導入し運用することに関し、必要な個 人情報について、本人からの直接収集 の例外、目的外利用及び本人通知の例 外を認める。	ID・パスワードの割振りや管 理体制について、体制を整える	事業継続中		【措置不要】 災害対策基本法(昭和36年法律第223 号)第90条の2に規定するり災証明書の 交付に使用しており、法的根拠があるの で、問題なし	
17	R1.7.3	個人情報の収集及び目的外利用 についての答申	第8条 第10条	都市計画課	生産緑地法の規定による特定生産緑地 の指定にあたり必要な個人情報につい て、本人からの直接収集の例外、目的 外利用及び本人通知の例外を認める。	取り扱う個人情報の範囲にあっ ては、当該個人情報の具体的な	事業継続中		【措置不要】 新保護法第61条では「個人情報を保有するに当たっては、法令(略)の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。」とされているところ、生産緑地法を根拠とした事務のため、問題ないと判断する。	

No.	答申年月日	答申名	根拠条文	課	内容	附帯意見	運用状況	終了年月日	検討結果	備考
18	R2.3.30	西東京市立中学校登下校区域防 犯カメラの設置についての答申	第25条	学務課	H27.11.13付けの答申において認められた防犯カメラの設置場所を拡大することを認める。		事業継続中		【措置不要】 新保護法第61条では「個人情報を保有するに当たっては、法令(略)の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。」とされているところ、地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」として整理し、同法の規定を根拠として防犯カメラを設置することは問題ないことを個人情報保護委員会に確認	
19	R2.3.30	個人情報の収集についての答申	第8条		総合行政ネットワークを利用した子ど も育成支援総合相談システムの導入に 伴い必要な個人情報について、本人か らの直接収集の例外及び本人通知の例 外を認める。				【措置不要】 新保護法第61条では「個人情報を保有するに当たっては、法令(略)の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。」とされているところ、児童福祉法を根拠とした事務のため、問題ないと判断する。	
20	R2.7.1	電子計算組織の結合についての 答申	第12条	教育指導課	西東京市立小中学校(全27校)において、主に教職員が利用する業務用アプリケーションとして統合型校務支援システムを新規導入することに伴い、市の電子計算組織と他の電子計算組織を通信回線により結合すること。	教職員等に対するインシデント 防止策を徹底するよう求める。	事業継続中		【措置不要】 オンライン結合することは、新保護法上 問題ないことを個人情報保護委員会から 示されている。	

No.	答申年月日	答申名	根拠条文	課	内容	附帯意見	運用状況	終了年月日	検討結果	備考
21	H15.2.7	個人情報の外部提供について(答 申)	第10条	高齢福祉課 高齢者支援課 (マル福:事 終了) 障害福祉課 (マル障: <u>事業</u> 継続中)	東京都医療費助成制度(※マル福、マル障)の高額医療費支給に伴い、西東京市が保有する個人情報を、東京都の算定委託先である東京都国民健康保険団体連合会に外部提供すること。 ※東京都医療費助成制度(マル障)は、東京都心身障害者医療費助成制度(マル障)として事業継続中	提供先から実施機関へ、定期的 な報告を要請すること。	事業継続中	マル福:老人医療費助 成制度は、平成19年6 月30日制度終了		障害福祉課から東京都に確認 中
22	H16.7.26	児童・生徒の健全育成に関する 警察と学校との相互連絡制度に 関する個人情報の取扱いについ て(答申)	・ おり太 生り久	教育指導課	西東京市教育委員会と警視庁とが協定 を締結しようとしている児童・生徒の 健全育成に関する警察と学校との相互 連絡制度について、本人からの直接収 集の例外、目的外利用及び社会的差別 の原因となる事実に関する事項の個人 情報の保管等を認める。	基づいて職務を行っていることが確認できるように様式を整えること。	事業継続中		【要検討】 根拠なし(協定は締結)	教育指導課から東京都に確認 中

No	. 答申年	年月日	答申名	根拠条文	課	内容	附帯意見	運用状況	終了年月日	検討結果	備考
23	H21.	1.0.0	災害時要援護者登録制度に関す る個人情報の収集、目的外利用 及び外部提供について(第1次 答申)	第8条 第10条	危機管理課	災害時要援護者登録名簿を作成するために必要な災害時要援護者に係る個人 情報について、本人からの直接収集の 例外及び目的外利用を認める。		事業継続中		【要検討】 根拠法令なし 事務運用について、今後検討が必要	現在は、申請書を収受するときに、外部提供する旨の本人同意を得ているとのこと。 ※目的外利用を許可する旨の答申を得ているため、危機管理課において当時の事務運用の状況を確認中
24	H22.5		災害時要援護者登録制度に関す る個人情報の収集、目的外利用 及び外部提供について(第2次 答申)	第10条	危機管理課	H21.8.5の第1次答申において見送りとなっていた、外部提供及び本人通知の例外を認める。	1 名簿情報を定期的に更新すること。 2 セキュリティの確保 3 名簿の管理に対する意識の低下を招かないようにすること。	事業継続中		【要検討】 根拠法令なし 事務運用について、今後検討が必要	H21.8.5答申に同じ
25	Н26.		個人情報の外部提供についての 答申	第10条	危機管理課	避難行動要支援者に係る個人情報について、外部提供及び本人通知の例外を 認める。	1 外部提供については、慎重に検討すること。 2 実施機関による要支援者名簿の作成及び外部提供開始後、一定の期間が経過した段階で、情報の更新等の運用状況について審議会に報告することを求める。	事業継続中		【要検討】 今後、内閣府及び消防庁から法施行後の 考え方を示す旨の通知を収受していると のこと。	

N	o. 名	答申年月日	答申名	根拠条文	課	内容	附帯意見	運用状況	終了年月日	検討結果	備考
2	6 H	⊣27.11.13	個人情報の外部提供についての 答申	第10条	高齢者支援課	一 行方不明認知症高齢者等に係る個人情 報について、外部提供及び本人通知の	1 外部提供をする個人情報の 範囲については、今後、十分に 検討すること。 2 共有サイトの適正な利用を 求める。 3 不要となった紙文書の廃棄 を確実に実施すること。	事業継続中		【要検討】 ※所掌事務として「認知症高齢者を保護 する旨」が規定された法令等の根拠はない	認知症高齢者の情報を収集する根拠はない。介護保険の認定時に認知症情報を利用しているだけ。 その情報を利用しているだけ。 【流れ】 ご家族から問合せ →行方不明の認知症高齢者をサイトに登録する。 東京都主導で実施しているら東のこと。高齢者支援課からまる。 京都に対している中
2	7	H28.7.28	ごみ 収集 車 等 へ の ド ラ イ ブ レ コーダーの設置についての答申	第25条	ごみ減量推進課	両にドライラレコーダーを設置し連用 することについて	L	事業継続中		【要検討】 ※設置にあたり、防犯カメラと似た性質のものと解釈できるため、地方自治法第2条第2項の規定を根拠として問題ないか、個人情報保護委員会に照会中	
2	8	H31.3.11	庁用車両へのドライブレコー ダーの設置についての答申	第25条	総務課	市が保有する庁用車両の安全運行及び 交通事故防止を図るため、当該車両に ドライブレコーダーを設置し運用する ことについて		事業継続中		【要検討】 ※設置にあたり、防犯カメラと似た性質のものと解釈できるため、地方自治法第2条第2項の規定を根拠として問題ないか、個人情報保護委員会に照会中	

No.	答申年月日	答申名	根拠条文	課	内容	附帯意見	運用状況	終了年月日	検討結果	備考
29		個人情報の収集及び目的外利用 についての答申	第8条 第10条		平成26年度に支給が決定している、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の支給に必要な個人情報について、目的外利用及び本人通知の例外を認める。	流出や漏えいがないように。	事業終了	平成27年3月31日		
30	H27.5.28	個人情報の収集及び目的外利用 についての答申	第8条 第10条	子育て支援課	平成27年度に支給が決定している、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の給付並びに多子世帯・ひとり親世帯生活支援金の交付に関し必要な個人情報について、目的外利用及び本人通知の例外を認める。	2 不要となった個人情報は速やかに廃棄すること。	事業終了	平成28年3月31日		
31		個人情報の収集及び目的外利用 についての答申	第8条 第10条	生活福祉課	平成28年度 <mark>臨時福祉給付金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金</mark> の給付事業に関し、支給に必要な個人情報について、本人からの直接収集の例外、目的外利用及び本人通知の例外を認める。	個人情報保護の徹底を求める	事業終了	平成30年3月31日		
32		個人情報の収集及び目的外利用 についての答申	第8条 第10条	正国政采杯	消費税率の引上げに伴う低所得者・子育て世帯を対象としたプレミアム付商品券事業の実施に当たり、必要な個人情報について、本人からの直接収集の例外、目的外利用及び本人通知の例外を認める。	1 個人情報を適切に管理すること。 2 流出や漏えいがないように。	十 木 小 、 」	令和2年3月31日		

No.	答申年月日	答申名	根拠条文	課	内容	附帯意見	運用状況	終了年月日	検討結果	備考
33		個人情報の収集及び目的外利用 についての答申	第8条 第10条	子育て支援課	新型コロナウイルス感染症の影響により、東京都からの委託を受け、食料品等の生活必要品の提供を実施することに伴い、必要な個人情報について、本人からの直接収集の例外、目的外利用及び本人通知の例外を認める。	市が東京都と本事業に係る委託 契約を締結する際は、委託事業 者等が保有する本事業対象者の 個人情報を適切に把握し、管理・監督するよう、東京都に対 して依頼することを強く求め る。	事業終了	令和2年10月31日		
34		個人情報の収集及び目的外利用 についての答申	第8条 第10条	子育て支援課	新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を1人で担う低所得のひとり親世帯に給付金を支給することに伴い必要な個人情報について、本人からの直接収集の例外、目的外利用及び本人通知の例外を認める。		事業終了	令和3年3月31日		